令和8年度　指定給水装置工事事業者講習会

給水装置工事施工基準について

富山市上下水道局
給排水サービス課
水道給水サービス係

目次

1.鉛製給水管についてのお知らせ

2.施工基準の変更点

3.施工・申請に関する注意事項

4.その他

1. 鉛製給水管についてのお知らせ

1-1.お知らせの目的

- ■ 鉛製給水管を使用していることの周知
- ■ 朝一番に使用される水についての注意喚起

水が長時間滞留すると鉛が微量ですが溶け出す可能性があり、使い始めの水（バケツ1杯程度）をトイレ、散水等の飲料水以外の用途でお使いください。

1. 鉛製給水管についてのお知らせ

1-2.富山市の対応

■ 老朽化した配水管の布設替えにあわせた鉛製給水管の取替や漏水修繕による鉛製給水管の取替を行うことにより、鉛製給水管の解消を図っております。

1-3.業者へのお願い

■ 住宅等の新築や建替えをする際に、既設給水管が鉛製給水管の場合は、申請者へ説明の上、取替えの検討(意思確認)をお願いします。

1. 鉛製給水管についてのお知らせ（国土交通省より）

ご自宅の給水管が鉛製ではないですか??

鉛製給水管中に水道水が長時間滞留した場合、鉛管からの溶出により、**水道水の鉛濃度が水質基準を超過**するおそれがあります！
特に、**平成元年度以前に建築された住宅**にお住まいの方は、ご自宅に鉛製給水管が使用されているかを確認してください！
※鉛には蓄積性があり、その摂取量が多い場合、人の健康に対する影響が懸念されます。

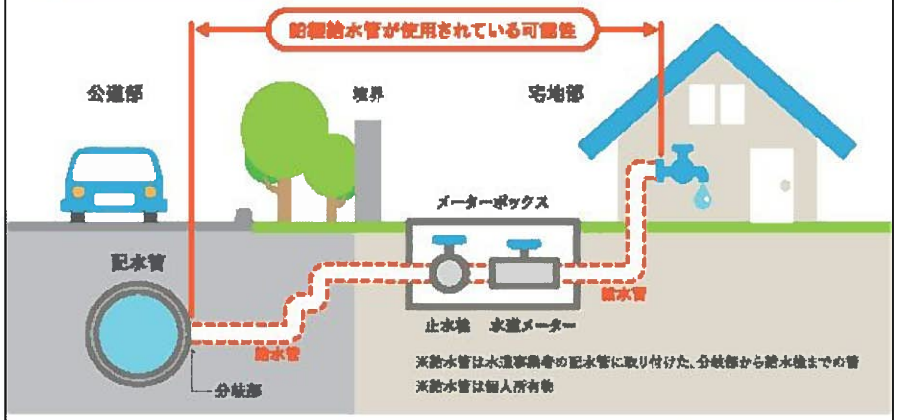

鉛製給水管の設置状況

●集合住宅等のパイプスペース内



●一般家屋等のメーターボックス内



国土交通省

鉛製給水管が使用されているかの確認方法

1. 所有者が自ら確認する場合
所有者による確認方法は、下記のとおりですので、ご確認ください。

2. 所有者が水道事業者（水道局等）に確認する場合
給水を受けている水道事業者（水道局等）のホームページ等を確認いただき、お問い合わせください。

※鉛製給水管を使用している場合、水道事業者（水道局等）より、鉛製給水管に関する広報物が届けられていることがあります。

所有者による確認方法

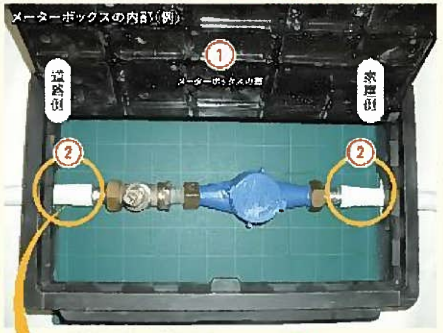





鉛製給水管の接合部（例）



① メーターボックスの蓋を開け、内部の**給水管を確認**します。

② 見えた管が**鈍い灰色**ならば**鉛製給水管の可能性**があります。黒く錆びている場合に、表面を少し削って確認してください。
なお、鉛管は**はんだ溶接**されています。
※給水管に防食等上の**テープ等**が巻いてある場合は、**一部を剥がして**ください。

ⓘ 塩化ビニル管も灰色など、類似した色をしていますが、材質がプラスチック製と判断できる場合は鉛管ではありません。

鉛製給水管が使用されている場合どうすればいいの??

▶所有者による**鉛製給水管の布設替え**をご検討ください。
※賃貸住宅、所有者と連絡が取れない場合は貸主等と、分譲住宅の場合は管理組合等と調整してください。

▶朝一番やお出掛けで長時間水道水を使用しなかった場合、水質基準を超える鉛成分が検出されることがありますので、安心してお使いいただくために**使い始めの水（バケツ1杯程度）を飲用以外の用途で使用**してください。
※洗濯機の使用で給水栓にまでの分岐から管内の水に混合しており、下水に影響を与えることはありません。

作成：国土交通省水管理・国土保全局水道事業課
（下水道管理グループ）
国土交通省

1. 鉛製給水管についてのお知らせ（富山市上下水道局より）

住所　　水栓番号 00888888

氏名

給水装置場所

鉛製給水管についてのお知らせ

このチラシは、鉛製給水管を
使用されている可能性のある
お客さまへお送りしています。

平素より富山市水道事業にご理解ご協力いただきまして誠にありがとうございます。富山市上下水道局では、鉛製給水管をご使用されている可能性があるお客さまに対し、水道水を安心してご利用いただくために、
お願い・ご注意いただきたい内容等を裏面のとおりご案内
いたしますので、ご一読くださいますようお願いいたします。

※鉛製給水管を既にお取替えされたにも関わらず、案内が届いた場合には、あしからずご容赦いただきますようお願いいたします。

《本件に関するお問い合わせ》

給排水サービス課　水道給水サービス係

TEL:076-432-8695

鉛製給水管について

鉛管は、材質が柔らかく施工性に優れているため、お客様が水道を引き込むための給水管（家庭へ引き込む管で主に道路に埋設された配水管からメータまでの間）として全国的に使用されてきました。富山市においても富山・大沢野・大山地域では給水開始から昭和63年頃まで、婦中・山田地域では平成4年頃まで給水管として使用してきましたが、これ以降、鉛製給水管は使用されていません。

鉛の水質基準および健康への影響について

厚生労働省は、鉛濃度の水質基準を平成４年12月にそれまでの0.1mg/L以下から0.05mg/L以下に改正しました。また、平成15年４月に、鉛濃度の一層の低減化を図り、より安全性を高めるため、0.01mg/L以下に基準を強化しました。これは、毎日飲んでも健康に影響がない基準値として国で定められたものであり、通常の使用状態ではこの基準以下であることから問題ありません。

水道を使用する時の注意点について

朝一番や旅行等で長時間留守をされた時の最初の水は、ご家庭の給水管に長時間滞留していたもののため、残留塩素が減少し消毒効果が薄れている場合もあります。また、給水管に鉛管が使用されているお宅では、水が長時間滞留すると鉛が微量ですが溶け出す可能性があります。したがいまして、通常では問題ありませんが、長時間水を使用していない場合は、念のため使い始めの水（バケツ１杯程度）をトイレ、散水等の飲料水以外の用途でお使いください。

所有者による鉛製給水管の布設替えについて

所有者による鉛製給水管の布設替えについては、指定給水装置工事事業者に取替工事を依頼してください。指定給水装置工事事業者については富山市上下水道局ホームページ等をご覧ください。

なお、取替工事を行う前に改めて鉛製の給水管が使用されているか確認してください。

2. 施工基準の変更点

2-1.工事写真について

●せん孔片の撮影について

第4章 第7節「給水工事写真撮影基準(P48)」を修正しました。

◇ 不断水T字管で取出す場合は、不断水T字管取付後
（略）
サドル分水栓の場合も同様とするが、**給水管の取外しは無しとし、せん孔片が発生する工事のみせん孔片を撮影する(⑤)。**

※赤文字が修正箇所

（例1）
ビニル管より
φ20取出し



（例2）
鋳鉄管より
φ50取出し

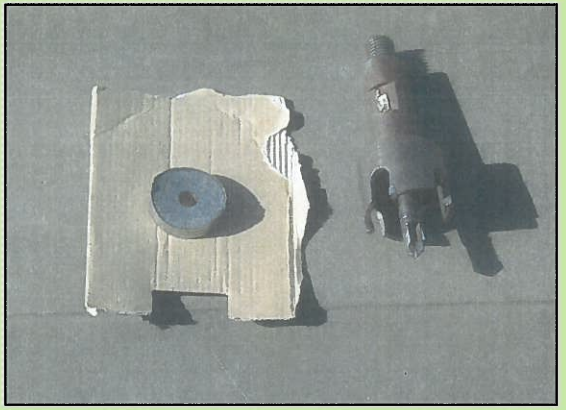

3. 施工・申請に関する注意事項

3-1.給水計画時の注意事項について

●比較的流量の大きい給水管口径が必要な場合で、角地など引込み位置が選択できる場合は、水圧がより安定する口径の大きい配水管から引込みすることが望ましい。

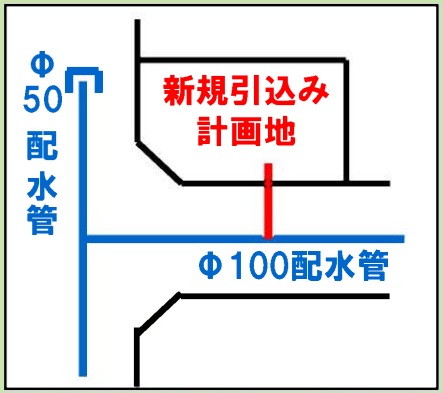

例）
Φ50mm配水管からφ30mmの引込み
⇒周囲の給水管引込み状況によっては
水圧が不安定となる場合があります。

●同一敷地内に複数の引込み（連合線含む）がある給水計画について敷地内で配管を交差させないこと。

【良くない例】①

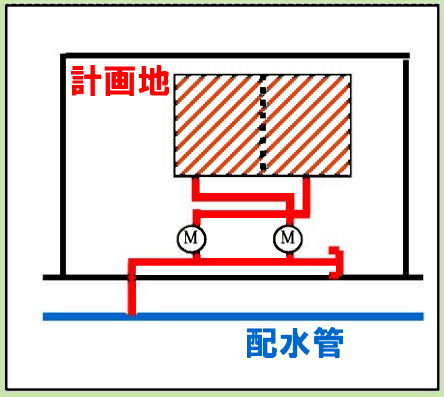

【良くない例】②

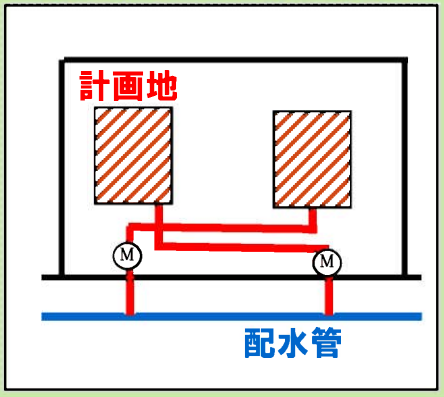

敷地内で配管を交差させると
漏水箇所等、容易に発見しにくく、また
土地の管理もしづらくなるため、
維持管理しやすいように配管すること。

3. 施工・申請に関する注意事項

3-2.道路占用工事について

●道路占用申請図面作成時の注意点

県道の場合

- 1回毎の転圧厚さを記入
- **歩道は全幅**舗装本復旧
- **車道は半断面**または**全断面**
  舗装本復旧
- 側溝下・消雪装置下の転圧
  できない箇所はモルタル充填
  又はさや管（モルタル小口止め）
  について記入

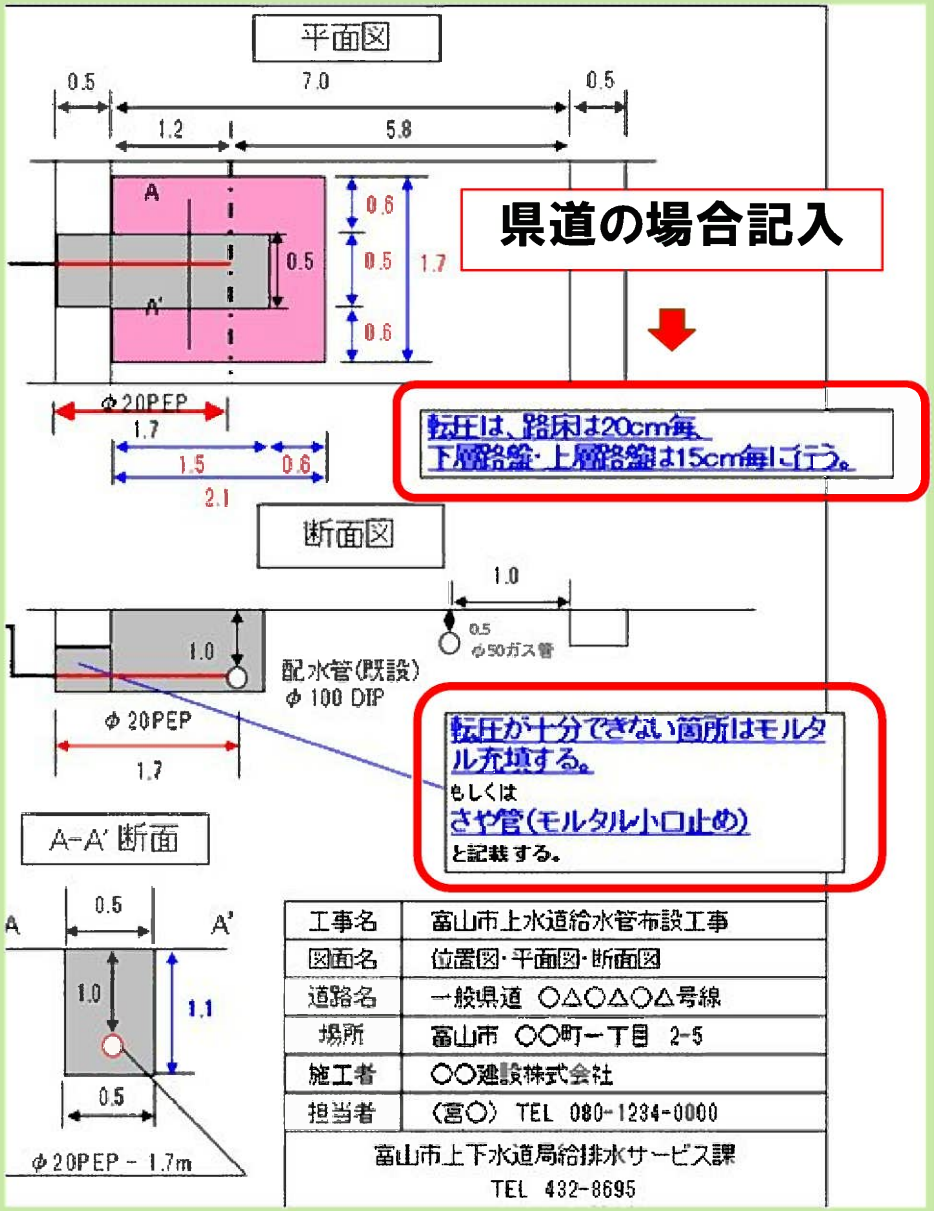

3. 施工・申請に関する注意事項

3-2.道路占用工事について

●道路占用申請図面作成時の注意点

市道の場合

・側溝下・消雪装置下の転圧できない箇所はモルタル充填又はさや管（モルタル小口止め）について記入

・本復旧の範囲から舗装の絶縁線までの幅が1.2m以下の場合はその部分も舗装すること。

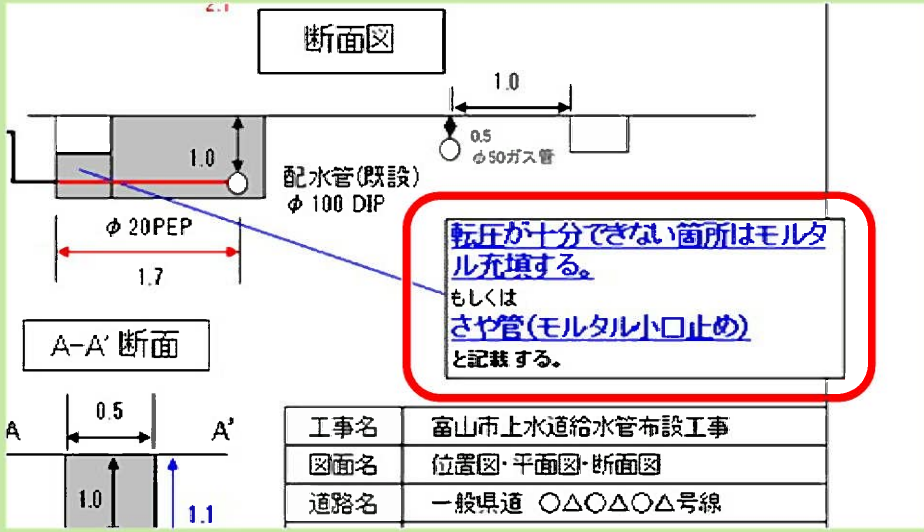

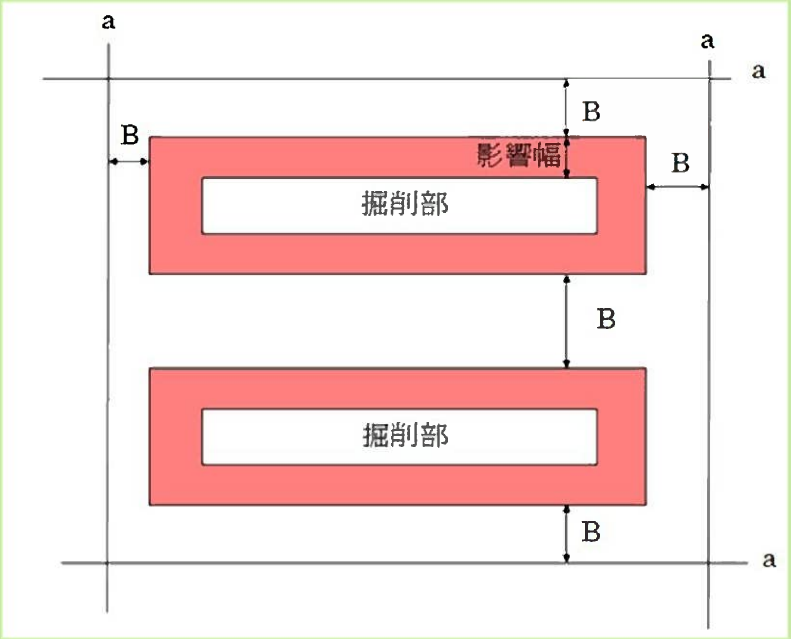

3. 施工・申請に関する注意事項

3-2.道路占用工事について

道路占用事務及び許可書交付に要する期間 ※施工基準P45

国道は約1ヶ月間
県道は3週間以上
市道・法定外公共物は約3週間

道路種別によっては冬季、掘削規制期間があります。

県道は、12月15日から翌年3月10日まで

工期に余裕を持った申請をお願いします。

3. 施工・申請に関する注意事項

3-2.道路占用工事について

●県道占用工事竣工後の提出資料 （特記条件一覧）

・仮復旧完了後 （すべて2部ずつ）

①出来高測定表

②占用工事施工写真

③現場密度試験結果報告書

④上層路盤・下層路盤の材料試験成績表

・本復旧完了後 （すべて2部ずつ）

①出来高測定表

②占用工事施工写真

③アスファルトの品質管理報告書

④アスファルトの配合設計報告書

3. 施工・申請に関する注意事項

3-2.道路占用工事について

●埋戻しに伴う転圧及び撮影位置を規定通り行うこと。

例：県道B交通の場合

・1回の締固め厚さ

砂・路床部・・・20cm以下

下層・上層路盤・・・15cm以下

とすること。

・側溝等を下越しする場合は、

さや管モルタル小口止め又は

モルタル充填の写真を

必ず撮影すること。

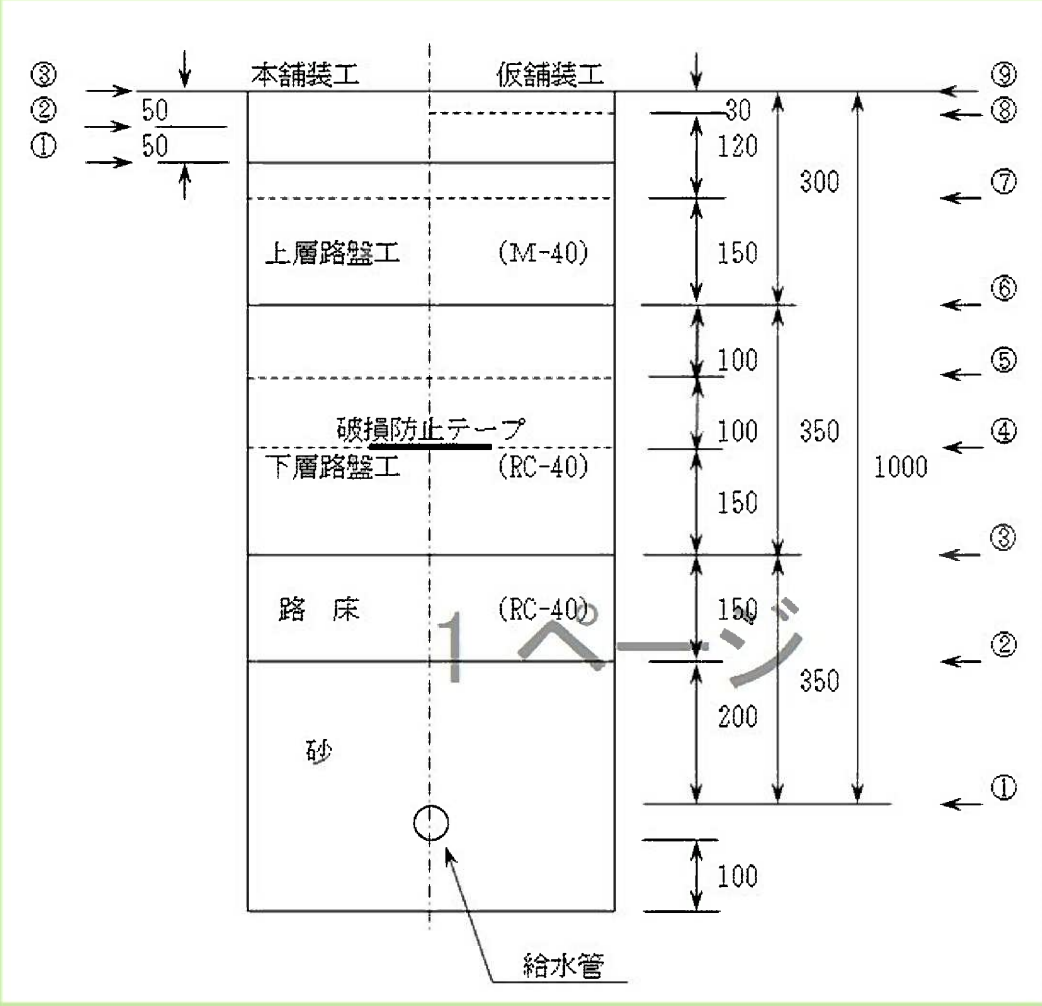

3. 施工・申請に関する注意事項

3-2.道路占用工事について

●県道路占用許可申請に関する注意事項

道路占用工事は道路管理者に許可を得た申請内容での施工をお願いします。

・舗装復旧断面は申請通り行うこと。

※規定通りの施工を行わなかったため、道路管理者より、再施工の指示を受けた事例があります。

（県道路占用申請にて、B交通で申請していたが、A交通で施工されたため。）

・県道の場合、申請した施工期間内までに本復旧が終わらない場合は、申請した施工期間内に修正した工程表を提出してください。

3. 施工・申請に関する注意事項

3-2.道路占用工事について

●県道路占用許可申請に関する注意事項

・多種工事との調整について

下水道取付管

ガス管

歩道乗り入れ　　etc

同一現場で多種工事がある場合は、舗装がつぎはぎにならないようあらかじめ調整した上で申請を行ってください。

※県道路管理者と協議の際、他工事との調整指示を受け、許可が下りるまでに時間がかかるケースがあります。

3. 施工・申請に関する注意事項

3-3.新規引込み時の洗管について

洗管時は止水栓を取外すこと！

止水栓をはずさないと逆止弁などに切粉による目詰まりを起こしてしまいます。

洗管時、止水栓内を洗い、狭雑物を完全に取り除いてください。



良い例
（止水栓を外している）

給水装置工事施工基準P.24参照

② 次の事項に該当する時は、上下水道局と協議する。
ア．表－9以外の方法で分岐する場合。
イ．断水工事となる場合。
⑦ 宅地内の連合後からの分岐は、チーズの使用を認める。

サドル分水栓による分岐手順。
1．分水栓が正確に全開されているかを確認する。
2．取付けに先立って管種及び管外形を確認し、管外面にキズ、又は、異常な凹凸のない部分を選び丁寧に清掃する。
3．サドル分水栓を取付け、サドル分水栓に給水管を接合する。
4．水圧検査（1.0MPa 2分間）を実施する。
5．穿孔機を取付け穿孔を開始する。
6．放水しながら穿孔し、切粉を完全に排出する。
7．穿孔後、穿孔機を取外す。
8．鋳鉄管の場合密着ニアを取り付ける（インサート工法）。
9．止水栓を取外し、放水テストを行う。（狭雑物を完全に取り除くこと。このとき、止水栓内を洗い、切粉を取り除く。）

不断水T字管による分岐手順。
1．シーバー弁が正確に全開出来るかを確認する。
2．取付けに先立って管種及び管外形を確認し、管外面にキズ、又は異常な凹凸のない部分を選び丁寧に清掃する。
3．不断水T字管の取付けは特に慎重に行いゴムパッキンが脱落したり、ねじれないように注意する。またゴムパッキン及びこれと接する管の外面に滑剤を塗布し、なじみをよくする。
4．水圧検査（1.0MPa 2分間）を実施する。
5．穿孔機の取付けは慎重に行う。また振れどめとして盲吉等を設置する。
6．穿孔機に切粉排出用のゴムホースを取付ける。
7．ドリル刃を配水管にあたるまで前進し、配水管に到達したら10㎜くらい後退させ、ドリルを回転させて穿孔を開始する。
8．穿孔完了した時点で20㎜くらい前進させて穿孔完了の確認をして穿孔機を取外す。（穿孔断片を確認する。）
9．鋳鉄管の場合密着ニアを取り付ける（インサート工法）。
10．不断水T字管と給水管を接続して、放水テストを行う。
＊第7節　工事写真の給水工事写真撮影基準を参照

- 24 -

3. 施工・申請に関する注意事項

3-4.施工写真について

工事写真は必ず提出してください。基本的には以下の写真が必要です。

- 水圧試験写真　1.75MPa-2分間以上保持
  （宅内部にポリブテン管・架橋ポリエチレン管等を使用している場合は、
  1.00MPa-2分間以上保持）
- メーター設置状況写真
  （メーター前後の配管状況がわかるように堀上げた状態で撮影）
- 給水管宅内部埋設状況写真（埋設深さもわかるように撮影）
- 給水管固定状況写真
- 洗管作業写真

※外部水栓がない場合、残留塩素測定写真を提出すること。

工事内容に合わせて必要な写真を撮影し、提出してください。

3. 施工・申請に関する注意事項

3-4.施工写真について

屋内部の提出写真

掘り上げた状態で撮影
（既設配管使用の場合は除く）
メーター設置方向わかるよう蓋を開く

水圧試験1.75MPa2分間保持
ポリブテン管・架橋ポリエチレン管等使用の場合は1.00Mpa

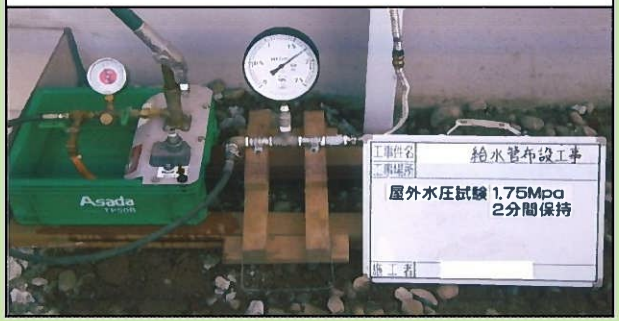

メーター設置状況

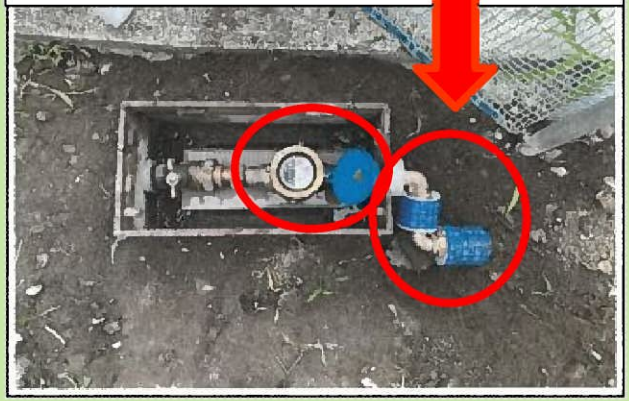

同時閉栓の場合面間寸法測定

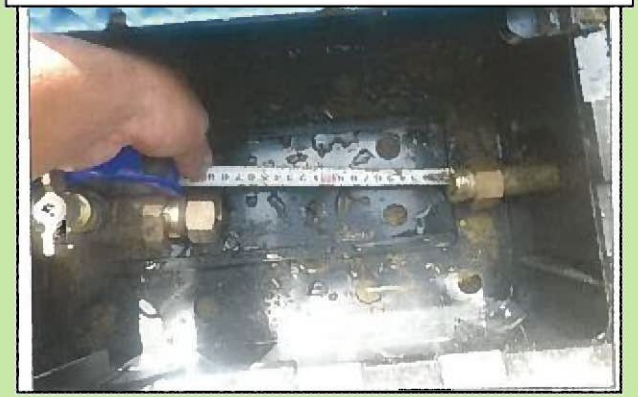

埋設状況

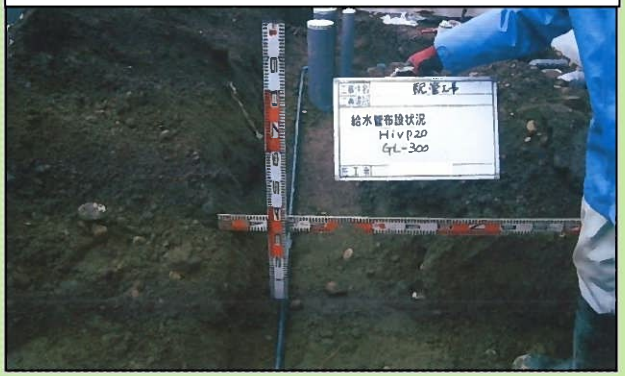

給水管固定状況

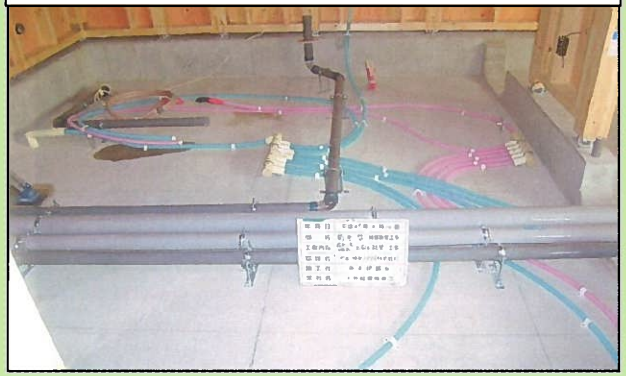

洗管作業状況



3. 施工・申請に関する注意事項

3-4.施工写真について

屋内部の提出写真

- 写真は大きめにして下さい。
- 写真の添付はA4用紙に3枚までとして下さい。
- 施工状況が伝わるように撮影して下さい。

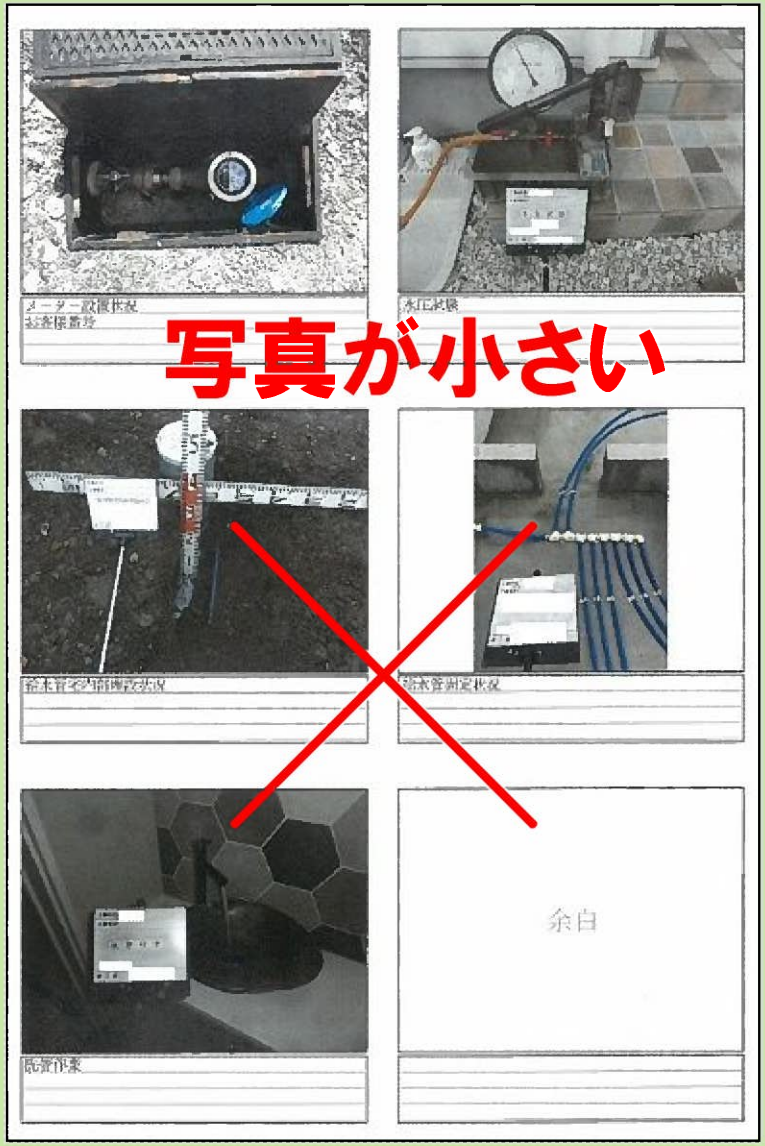



3. 施工・申請に関する注意事項

3-5.水道メーターの面間寸法について

伸縮部分が縮みきった状態で面間寸法が規定の寸法より小さかった場合は規定の寸法が確保できるようやり直していただきます。

【例:口径φ20mmの場合】



水道メーター各部寸法表

参考表

形　式	口径	全　長 (mm)	ネジの外経mm	ネジ山の数とネジ部の長さ		ボルト穴の径	ボルト穴の数
乾式単箱	13	100	26.4	14	11		
乾式複箱	20	190	33.2	11	13		
	25	225	41.9	11	15		
	30	230	47.8	11			
	40	245	59.6	11	20		
たて型ウォルトマン	50	560				19	4
	75	630				19	4
	100	750				19	4
	150	1,000				19	6
	200	1,160				19	8

3. 施工・申請に関する注意事項

3-5.水道メーターの面間寸法について

伸縮部分が縮んだ状態や伸びた状態で設置すると、メーター交換時にメーカーによって取付できないことがあるため、寸法が守られていない場合は、やり直していただきます。

（注）50mm以上の口径では、**通水した（水圧をかけた）際にフランジ間が伸びる**ことがあります。

通水する際は、管を埋め戻し土圧のかかった状態（管が固定された状態）で通水して下さい。

【例：口径50mmの場合】

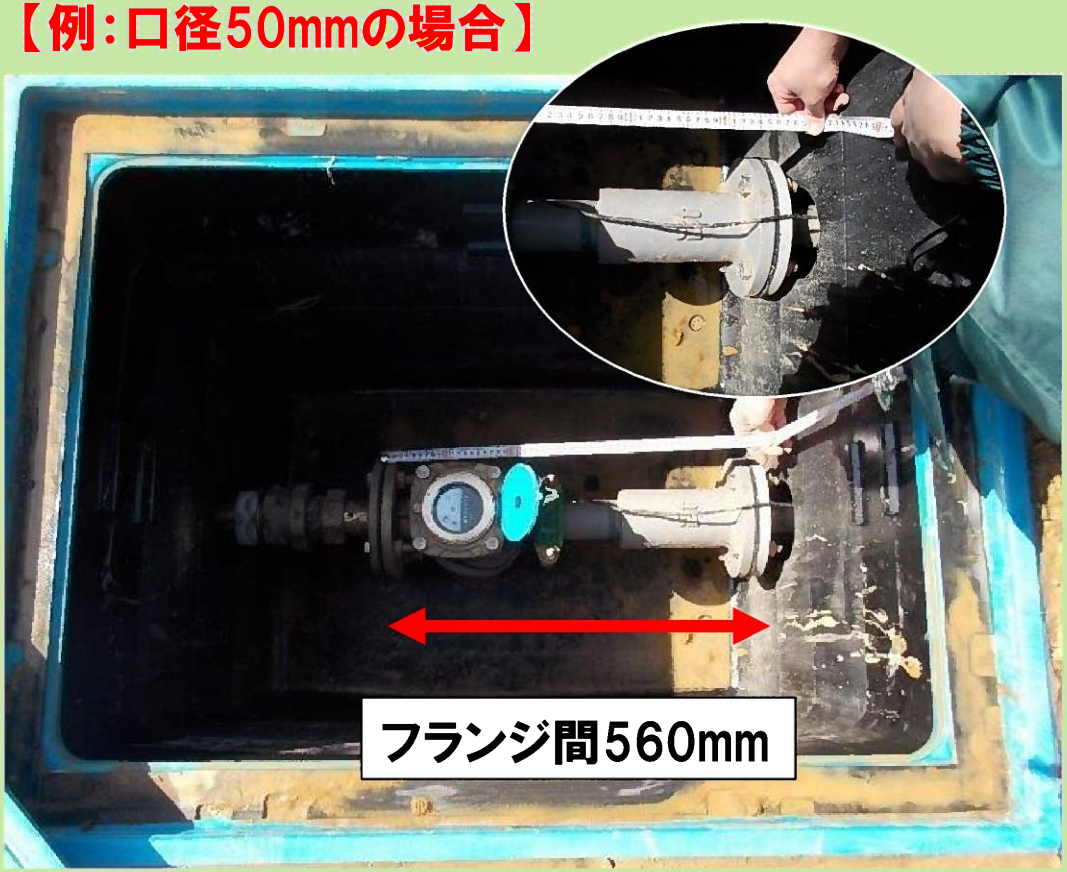

水道メーター各部寸法表

形　式	口径	全　長 (mm)	ネジの外経mm	ネジ山の数とネジ部の長さ	
乾式単箱	13	100	26.4	14	11
乾式複箱	20	190	33.2	11	13
	25	225	41.9	11	15
	30	230	47.8	11	
	40	245	59.6	11	20
たて型ウォルトマン	50	560			
	75	630			
	100	750			
	150	1,000			
	200	1,160			

3. 施工・申請に関する注意事項

3-6.メーター前後の配管について

【基準を満たしていない施工例①】

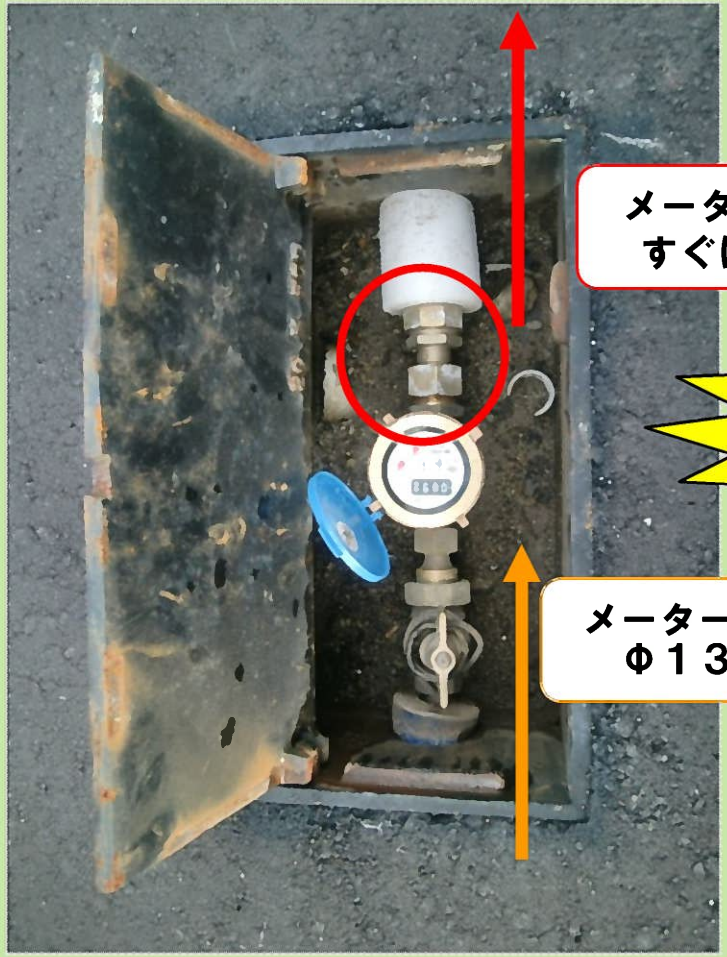

メーター２次側
すぐにΦ20mm

メーター１次側
Φ１３mm

φ13×φ20ブッシング＋φ20PEメーターソケット

基準外

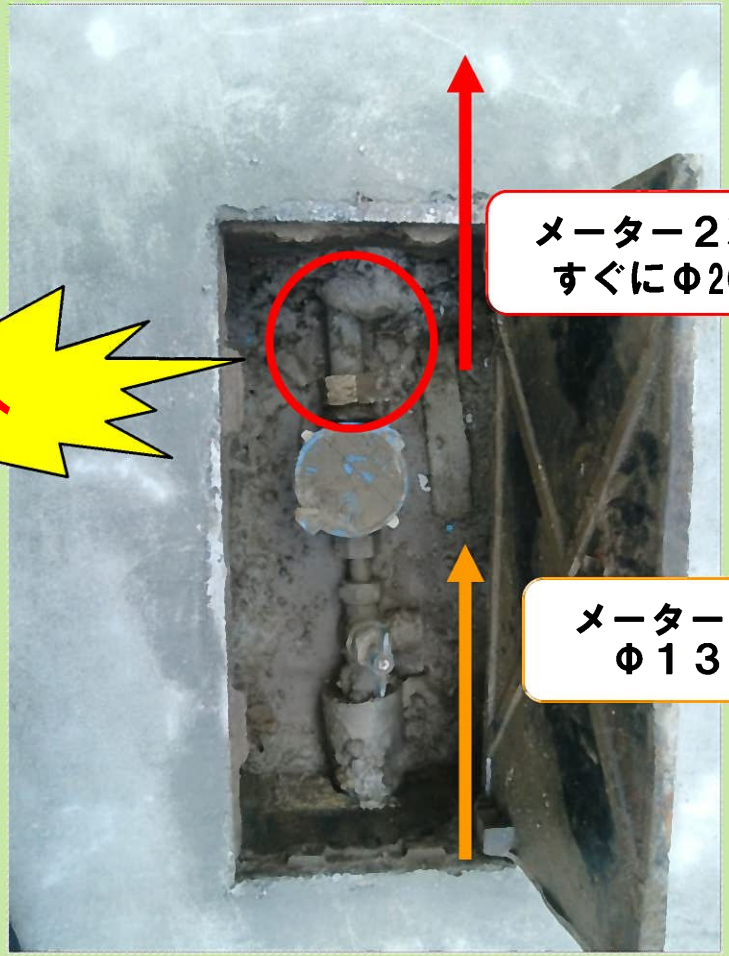

メーター２次側
すぐにΦ20mm

メーター１次側
Φ１３mm

φ13×φ20ブッシング＋φ20PEロングベンド

3. 施工・申請に関する注意事項

3-6.メーター前後の配管について

【基準を満たしていない施工例①】

メーター前後の配管について、第6章第5節に令和4年に追記しています。

（11）メーターの前後50cmについては、局の指定材料を使用し、原則、メーター口径と同口径とする。（給水装置工事施工基準P.67）

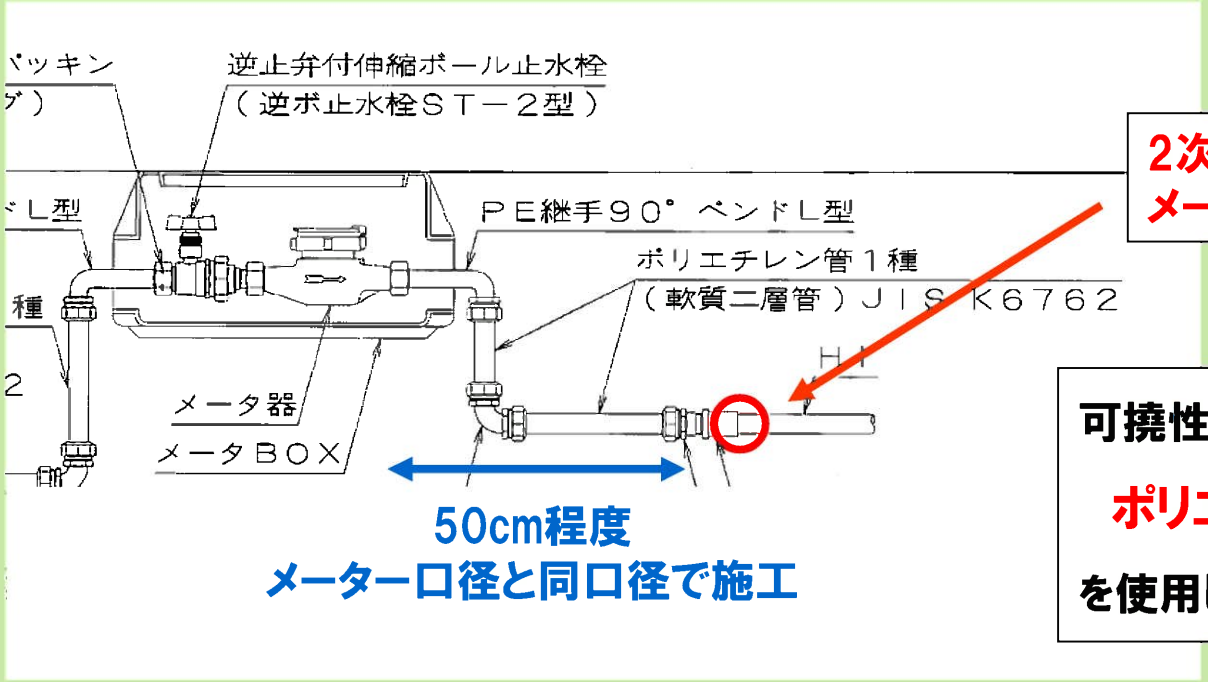

2次側で膨らます場合
メーター2次側50cm以降！！

可撓性を持たせるため、メーター前後は、
ポリエチレン管　または　ステンレス管
を使用してください。

3. 施工・申請に関する注意事項

3-6.メーター前後の配管について

【基準を満たしていない施工例②】

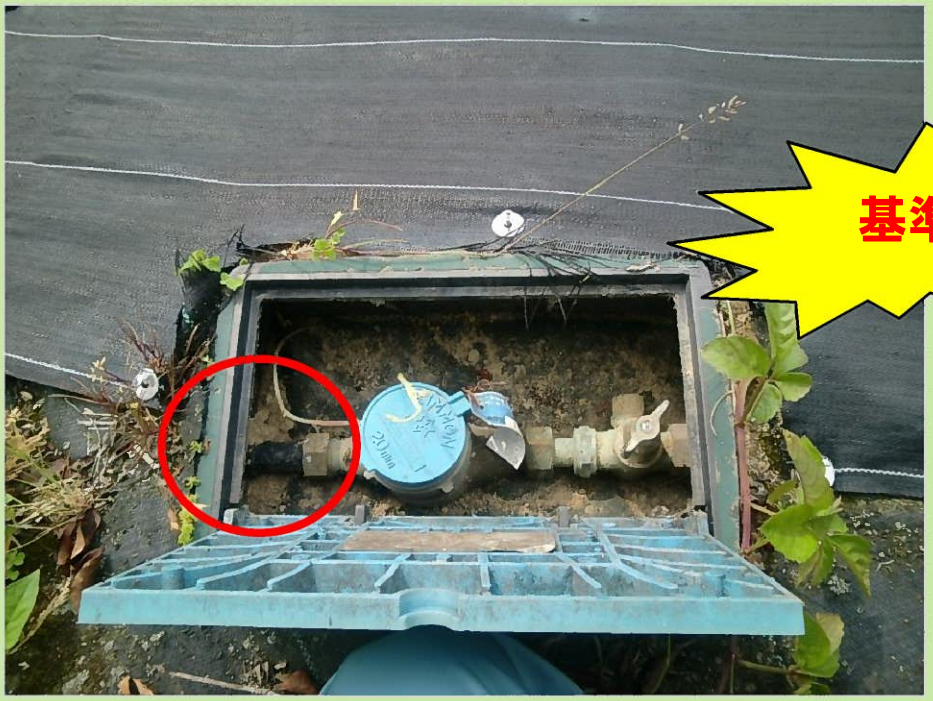

基準外



ボックスのずれにより
メーターの二次側袋ナット
ボックス外に出ている



メーターボックス内に
土間のモルタルが流入

メーター2次側から直接ビニル管で施工

外構工事施工業者や元受け業者と協議し修繕を行ってください。

3. 施工・申請に関する注意事項

3-7.支管分岐・連合線の施工について

●支管分岐の施工

支管分岐とは、他の既設専用給水装置から分岐し、新規に給水装置を設けること。

例：既設20mmの引き込があり、そこから分岐し新規に13mmのメーターを設置する

ただし、①原則親子等家族間に限る。
②同口径での分岐は認めない。

メリット：新規給水管引込み工事を行わないので、敷地内施工となり費用を抑えることができる。

富山市では、同一敷地内に2戸（別棟）の住宅を建てる場合、20mmの追加の引込み、もしくは2世帯住宅を建てる場合、25mmの引込みを推奨しております。

3. 施工・申請に関する注意事項

3-7.支管分岐・連合線の施工について

●支管分岐の施工
【基準を満たしていない施工例】

基準外

施工やり直しの
対象となります

既設φ20mmの給水管から<u>φ20mmの支管分岐をしている</u>

新規支管分岐メーターはΦ13mm、<u>メータ前後はブッシングで接続</u>

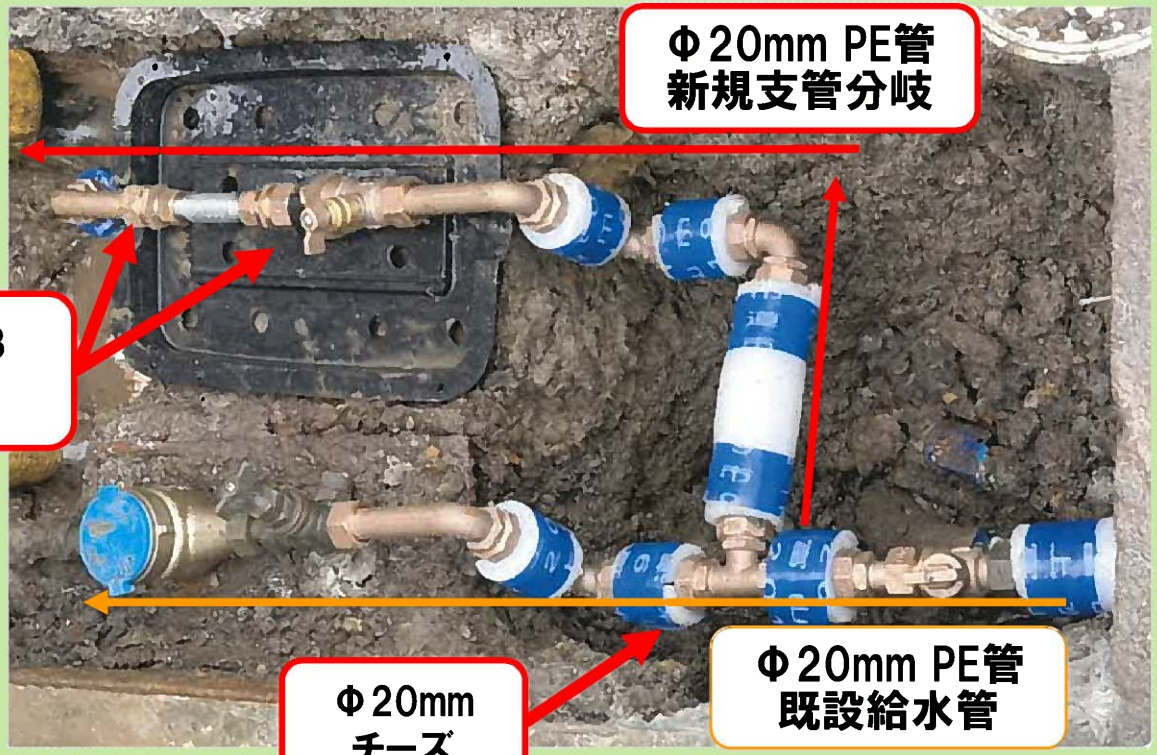

3. 施工・申請に関する注意事項

3-7.支管分岐・連合線の施工について

●支管分岐の施工

【基準を満たしている施工例】

既設φ20mmの給水管からφ13mmの支管分岐をしている

新規支管分岐メーターはΦ13mm、メーター2次側50cm以降で

Φ20mmに増径

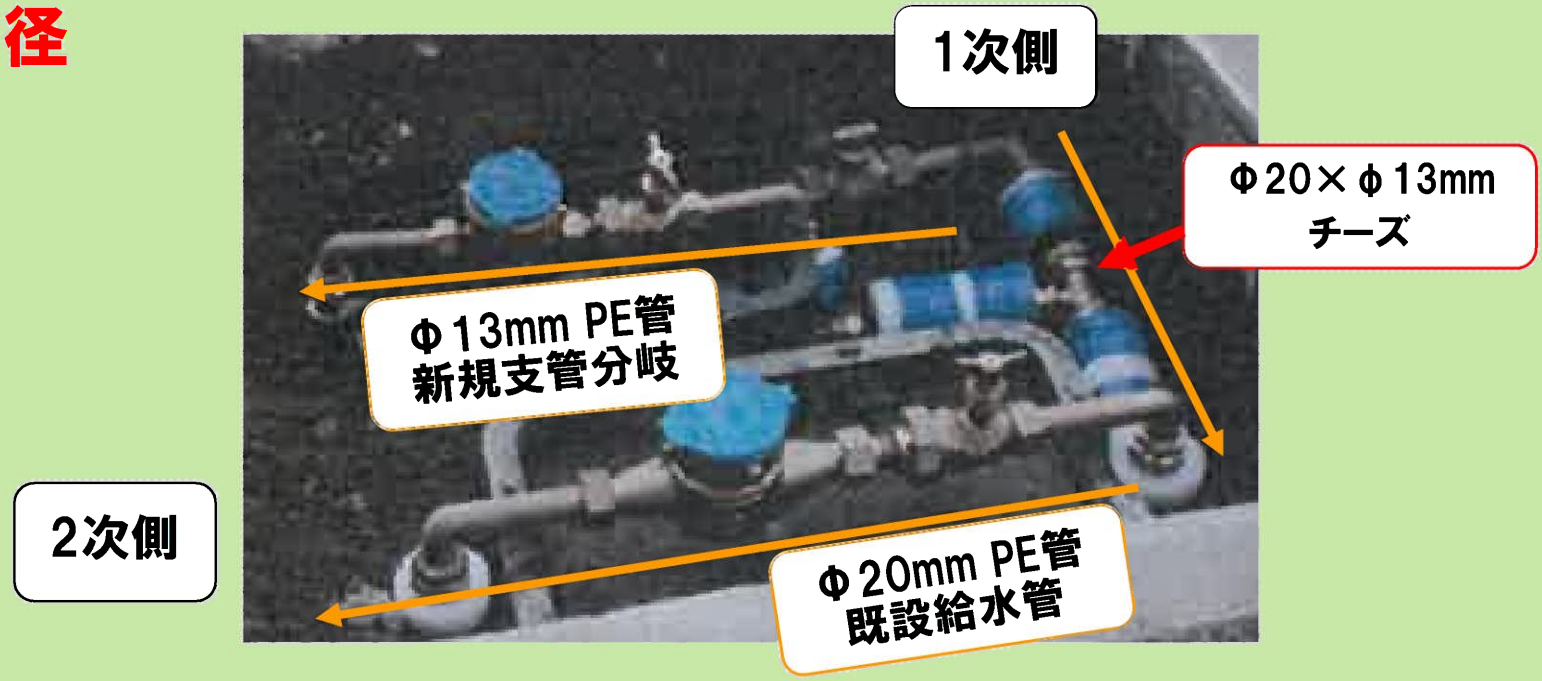

3. 施工・申請に関する注意事項

3-7.支管分岐・連合線の施工について

●連合線チーズ切取りについて

権利移譲等により給水管の廃止を行う場合、必ず

“チーズ切取り”を行うこと。（※キャップ止めは原則行わない）



3. 施工・申請に関する注意事項

3-7.支管分岐・連合線の施工について

●連合線チーズ切取りについて

権利移譲等により給水管の廃止を行う場合、必ず

“チーズ切取り”を行うこと。

【基準を満たしている施工例】

チーズを切取り、SKソケット及び短管にて接続

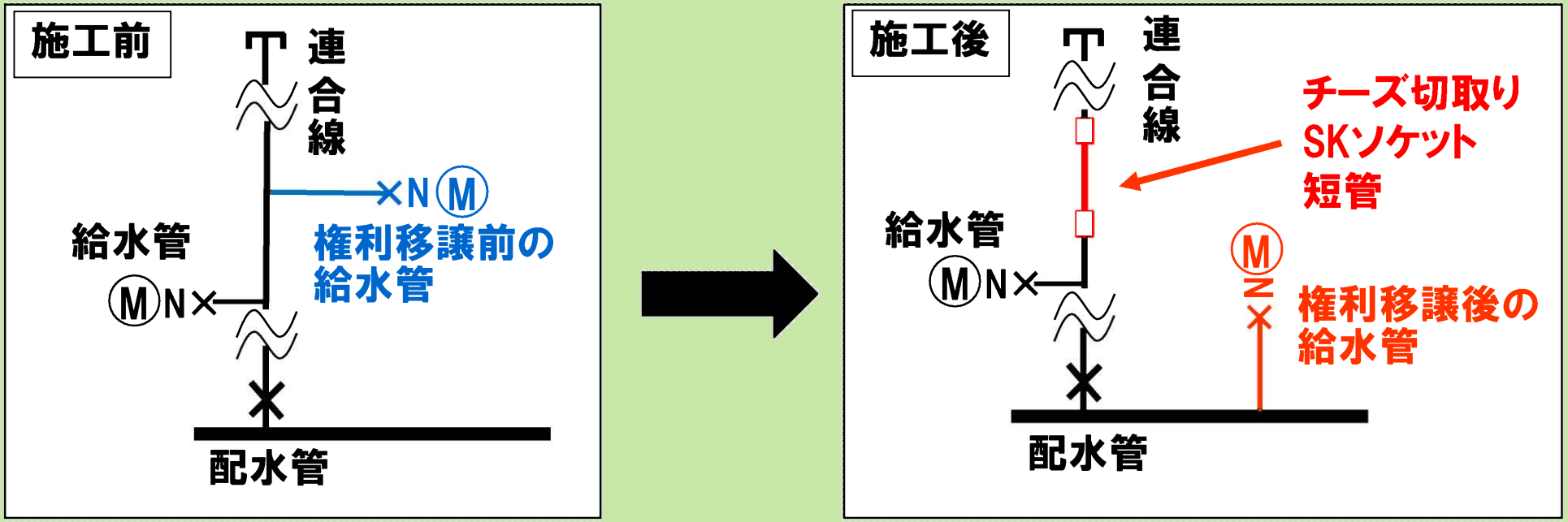

3. 施工・申請に関する注意事項

3-7.支管分岐・連合線の施工について

●連合線からの分岐について

連合線からの分岐は**チーズ取り**とする。

連合線末端部の給水管引込みを

エルボで行わないこと。

※連合線の末端部はキャップ止めとする

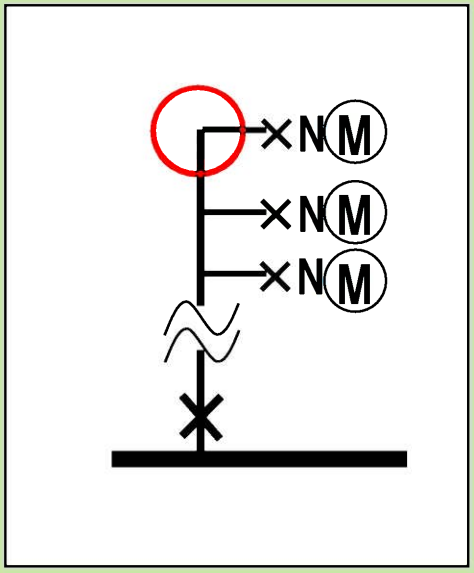

連合線からエルボで
引込みはダメ

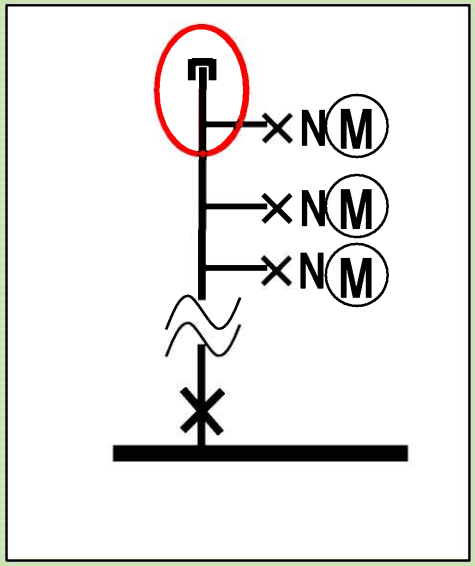

末端から離れたところで
チーズ取り分岐

給水装置工事施工基準P.23参照

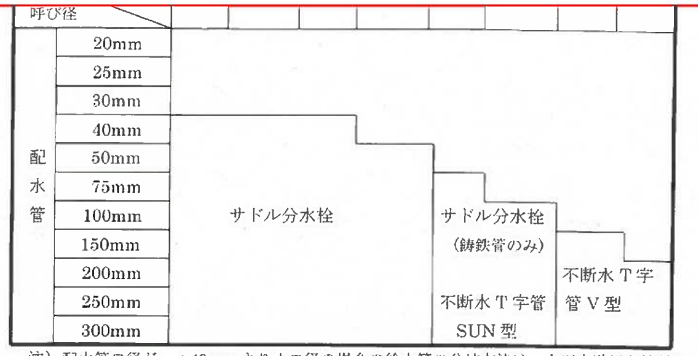

注）配水管口径が、φ40mm より小口径の場合の給水管の分岐方法は、上下水道局と協議すること

連合線から給水管の分岐方法　　表－9－1

呼び径＼給水管口径		13	20	25	30	40	50
連合線	20mm	チーズ					
	25mm						
	30mm						
	40mm						
	50mm						
	75mm						
	100mm	サドル分水栓					
	150mm						

注）φ20・25mm からの分岐材料は、PE チーズ・HI-LA チーズ・HI-VP チーズ
φ30mm からの分岐材料は、HI-LA チーズ・HI-VP チーズ
φ40mm からの分岐材料は、サドル分水栓・HI-LA チーズ・HI-VP チーズ

※分岐方法に関して特に留意すべき事項（表－8,表－9,表－9－1）

① φ40VP を穿孔する場合の穿孔口径は、20mm までとする。
② φ50VP を穿孔する場合の穿孔口径は、25mm までとする。
③ φ50 鋳鉄管を穿孔する場合の穿孔口径は、30mm までとする。
④ 配水管が鋳鉄管の場合のみ、分岐口径φ40・50 は、サドル分水栓を認める。

- 23 -

3. 施工・申請に関する注意事項

3-8.認証品の使用について

給水装置工事施工基準P.58参照

給水装置に使用する給水管及び給水用具は水道法に規定する構造及び材質の基準に適合しているものでなければならないとしています。

メーター以降の給水装置は

- **製造業者が自ら証明する自己認証品**
- **第三者認証機関の認証品**
- **JIS水道用規格品**

であることを確認し使用してください。

『水道法施行令　第５条に規定する給水装置の構造及び材質基準』
に適合している証として
共　通　認　証　マ　ー　ク



このマークは、第三者認証機関である次の４機関の共通認証マークとして、製品に求められる「性能基準」（耐圧・浸出・水撃限界・逆流防止・負圧破壊・耐久・耐寒等）に適合した製品表示されています。

認証機関名	住　　所	問い合わせ先
JWWA ㈱日本水道協会	〒102-0074 東京都千代田区九段南 4-8-9　4F	03-3264-2736 品質認証センター
JHIA ㈱日本機械器具検査協会	〒247-0056 神奈川県鎌倉市大船 1751	0467-45-6277 検査部
ＪＥＴ ㈱電気安全環境研究所	〒230-0004 神奈川県横浜市鶴見区元宮 1-12-30	045-582-2151 横浜事業所
ＪＩＡ ㈱日本ガス機器検査協会	〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-10（JIA ビル）	03-5570-5990 認証技術部

CLASSIFIED UL

認証機関名	住　　所	問い合わせ
UL(米国規格) ㈱ユーエル　エービックス	〒516-0021 三重県伊勢市朝熊町 4383-326	0596-24-6735 カスタマーサービス

- 58 -

3. 施工・申請に関する注意事項

3-8.認証品の使用について

製造業者が自ら証明する自己認証品については、
給水用具によって適用される性能基準が異なります。

例　浄水器の場合
①耐圧
②浸出
③逆流防止
以上3つの基準について
自己認証が必要です。

給水管及び給水用具の性能基準
（給水装置工事技術指針2020　P.151より）

表4-2-1　給水管及び給水用具に適用される性能基準

給水管及び給水用具 ＼ 性能基準	耐圧	浸出	水撃限界	逆流防止	負圧破壊	耐寒	耐久
給水管	◎	◎	—	—	—	—	—
給水栓 ボールタップ	◎	○	○	○	○	○	—
バルブ	◎	○	○	—	—	○	○
継手	◎	○	—	—	—	—	—
浄水器	○	◎	—	○	—	—	—
湯沸器	○	○	○	○	○	○	—
逆止弁	◎	○	—	◎	○	—	◎
ユニット化装置（流し台、洗面台、浴槽、便器等）	◎	○	○	○	○	○	—
自動食器洗い機、冷水機（ウォータークーラー）、洗浄便座等	◎	○	○	○	○	○	—

凡　例
◎…常に適用される性能基準
○…給水用具の種類、用途（飲用に用いる場合、浸出の性能基準が適用となる）、設置場所により適用される性能基準
—…適用外
なお、基準の確認は製造者が自らの責任で製品に係る試験成績書等により基準適合性を証明する自己認証、又は第三者認証機関による証明を利用する第三者認証により判断することとしている。
認証とは給水管及び給水用具が各製品の設計段階で構造材質基準に適合していることと、当該製品の製造段階でその品質の安定性が確保されていることを証明することである（8.1.5　基準適合品の使用等及び8.3.1　認証制度の概要　参照）。

3. 施工・申請に関する注意事項

3-9.凍結対策について

- 給水管の埋設深度は30cm以上を確保すること。
- 露出部分等、凍結の恐れがある給水管には保温材を巻くなどの対策を行うこと。



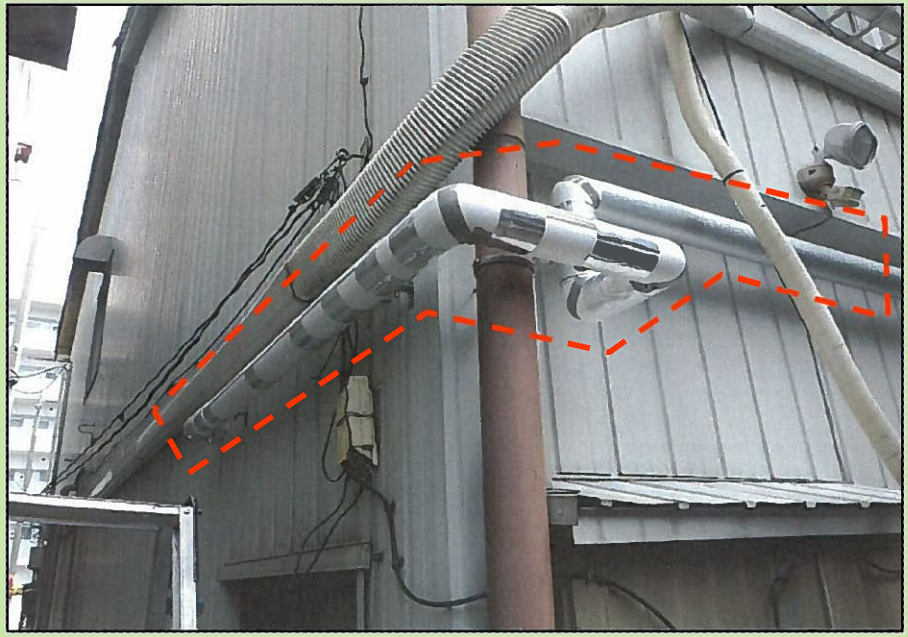

4. その他

4-1.大口径(口径φ50mm以上)のメーターについて

小口径(φ13mm～φ40mm)のメーターと異なり、
すぐに出庫することができません！！！

受注生産となり、発注から入庫するまでに**約3ヶ月前後**かかります。
発注は、事前協議後に行いますので、工程に余裕をみて、
工事の予定を立ててください。

4. その他

4-2.事前協議について

- 配水管からの分岐口径が25mm以上
- 中高層階への給水または、受水槽の設置
- 受水槽方式から直結給水方式への変更　…　etc

（施工基準P5参照）

上記の案件については、**給水装置工事主任技術者による事前協議**が必要です。

事前協議がない場合、
工事の申請を受け付けることはできません。

工事着手前に必ず事前協議および工事申請をしてください

4. その他

4-3.事前協議の予約について

令和6年度より窓口混雑緩和のため予約制を導入

・予約方法

電話・FAX・メールにて受付

・予約内容

協議箇所、工事内容、予約日時

電話　076-432-8695

FAX　076-432-8622

e-mail:service-01@city.toyama.lg.jp

4. その他

4-4.工事の申請受付とメーター出庫について

受付の翌日（翌営業日）に
水道メーターや加入金の納付書が必要な申請について

当日の16時までに申請ください。

16時以降は翌々日（翌々営業日）からの対応になります。
（16時以降も申請書の受付は行ないます）

4. その他

4-5.申請者情報の確認について

申請者の**名前（漢字）**や**住所**が
間違っている場合があります。

誤りが判明した際は**申請書の出し直し**が
必要な場合もあります。

申請前に申請者情報の確認をお願いします。

ご清聴ありがとうございました。